



中小企業発展条例による新規雇用及び給与引上げに関する租税優遇の適用開始(5月申告)



- 12月決算の会社は今年5月の2024年度営利事業所得税確定申告時に適用が可能
- 12月決算以外の会社で2023年度税務申告を修正し、税還付の申請をする場合、今年6月3日までの申請が必要

2024年度営利事業所得税確定申告期間が近づきました。今回の確定申告における過年度との最大の差異は、中小企業に対する新規雇用及び給与引上げによる費用追加控除が新しく追加された点です(国税局より営利事業所得税申告書の付表A18、A18-1が公表されています。)。租税優遇の概要はKPMG Japan Practice News 2024 No.10 ([Japanese Practice eNews - 2024 vol.10](#))をご参照ください。留意事項は以下の通りです。

一、適用期間

租税優遇の対象期間は2024年1月1日から2023年12月31日です。2025年5月に申告する2024年度営利事業所得税から適用可能です。12月決算以外の会社の2023年度に含まれる2024年の期間(例えば3月決算会社の2023年度に含まれる2024年1月~3月)について要件を満たす場合、2025年6月3日までの税務申告の修正及び還付申請が必要です。

今回の租税優遇改正は2024年1月1日に遡って適用されます。12月決算以外の会社の2023年度には

2024年の期間が含まれます。3月決算の2023年度は2023年4月1日~2024年3月31日であり、そのうち2024年1月1日~2024年3月31日の期間が含まれます。この期間中に、台湾国籍の非管理職従業員の新規雇用又は給与引上げの事実があった場合、当該税額控除の適用細則公布日(2024年12月4日)から6ヶ月以内(2025年6月3日以前)に、所在地の管轄税務機関に2024年1月~3月の期間に属する租税優遇の適用に関する2023年度の税務申告の修正及び税金還付を申請することができます。12月決算以外の会社は租税優遇の適用権益を失わないよう当該期限にご留意ください。

二、中小企業の定義

「払込資本額」又は「経常的に雇用する従業員数」を基準とします。払込資本額がNT\$1億以下、又は経常的に雇用する従業員数が200人未満の2つの要件のいずれかに該当する会社又は有限責任組合組織であれば、中小企業の定義を満たします。

三、控除比率

台湾国籍の非管理職従業員を2名以上新規雇用した場合、新規雇用者の給与を200%として損金算入(新規雇用者の給与費用がNT\$100万であれば、課税所得計算において給与費用NT\$200万として計算)できます。

台湾国籍の非管理職従業員に対して給与を上げた場合、給与引上げ額を175%として損金算入(給与引上げ額がNT\$100万であれば、課税所得計算において給与費用NT\$175万として計算)できます。

四、非管理職従業員

經濟部 2024 年 12 月 31 日 付 經 企 字 第 11354001310号により非管理職従業員の定義が公表されました。概要は以下の通りです。

1. 月平均経常給与: NT\$63,000以下。
2. パートタイム従業員: 時給がNT394以下。
3. 経常給与: 毎月支給する基本給料、固定額の手当及び賞与を指します。現物を以って支給する場合、現物を実際価値へ換算して計上する必要があります。

五、その他留意事項

1. 中小企業の要件を満たす会社が適用できません。
2. 営利事業所得税確定申告書の規定の様式(営利事業所得税申告書の付表A18、A18-1)への記入が必要です。
3. 当該租税優遇による追加控除額は基本所得額の計算に算入する必要があります。
4. 申告期限内に申告しない場合、租税優遇を受けることが出来ません。

六、要添付書類(概要)

- (一) 当年度と前年度の労工保険加入者名簿(会社の従業員が5名以下で労工保険に加入していない場合は就業保険資料の添付が必要)。
- (二) 当年度の新規雇用従業員の労工保険被保険者保険加入資料表(会社の従業員が5名以下で労工保険に加入していない場合は就業保険資料の添付が必要)及び給与明細資料。
- (三) 中小企業の新規雇用に関する給与費用の追加控除細則第5条第2項に規定される誓約書。
- (四) 本細則の適用要件を満たすことを十分に証明できるその他の関連書類。



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794
E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

